

敬老記念品贈呈に関する取扱要領

B地区藤沢自治会の老人福祉活動の一環として、敬老の日を記念して会員及び、その親族の高齢者に対し、長寿を祝福し、感謝と敬意を表するため、敬老記念品を贈呈する。

本要領は、その取扱いについて定めたものである。

1. 適用範囲（対象者）

本会規約第1章第3条に定める会員（区域内に居住する）及び、その同居親族で敬老の日（9月15日）現在、下記年齢（満年齢）の高齢者に対し適用する。

70歳（古希）、75歳（匠寿）、77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）、100歳（百寿）、100歳以上は毎年贈呈

2. 担当部門

敬老記念品贈呈に関する当自治会の担当部門は、福祉部とする。

3. 対象者調査

(1) 福祉部は、敬老の日（9月15日）の1ヶ月前に、「敬老記念品贈呈対象者調査」に関する依頼状（別添－1）を各会員に回覧し、該当者の調査を実施する。

(2) 役員は、担当街区内の該当者を取りまとめ、調査表を福祉部に提出する。

4. 記念品の選定

(1) 記念品は一人当たり900円相当の品物を選定する。

(2) 記念品は「箱入り」を原則とし、のし紙に「敬老記念品」・「B地区藤沢自治会」と表記する。

5. 記念品の贈呈

(1) 記念品は、自治会長名の挨拶状「敬老記念品贈呈について」（別添－2）を添えて該当者に届ける。

(2) 記念品は、自治会長が福祉部長を同伴して、戸別訪問し敬意を表することを原則とするが、福祉部がこれを代行することが出来る。

6. 予算措置

福祉部は、記念品代の概算予算（推定該当人員 x 一人当たり記念品代）を事業費として計上する。

7. 附 則

(1) 本要領は、従来敬老記念品に関する規程がないため、慣例に従い福祉部の申し送り事項として実施してきたが、統一化を図るため標準化したものである。

(2) 本要領は、運営委員会で審議決定し、平成7年9月15日発効とする。

(3) 本要領の改訂は、総会で決定する。又、その改訂履歴は、本要領末尾に注記するものとする。

注1. 平成10年4月5日総会決定、改訂部分については平成11年4月1日より発効とする。

注2. 平成22年3月28日総会決定、第1項及び第7項(1)の一部改訂部分については平成22年4月1日より発効とする。

注3. 令和2年3月29日、書面による総会にて、第4項(1)を変更。

令和 年 月 日

自治会会員 各位

B地区藤沢自治会 福祉部

敬老記念品贈呈対象者 調査のお願い

当自治会では「敬老の日」をお祝いして、記念品を贈呈しております。

つきましては自治会の「敬老記念品贈呈に関する取扱要領」に基づいて、70歳・75歳…100歳以上の9区分について該当される方は、添付の調査票にご記入の上、各担当役員経由で福祉部までお届け下さい。

尚「敬老の日」は法律で9月の第3月曜となっておりますが、年齢を計算する時に、曜日では年によっては空白を生ずる恐れがありますので、起算日を9月15日と致しますので、お間違いの無いようお願いいたします。また正確を期すために生年月日も記入頂くこととしましたので、ご協力の程宜しくお願いいたします。

以上

担当役員の方へのお願いです。

該当者が無い場合でもお手数ですがご提出くださるようお願いいたします。